

# 石川県立山中漆器産業技術センター レンタル工房 使用留意事項

## 1 使用上の注意義務

レンタル工房の使用者（共同使用者を含む。以下「使用者」という。）は、石川県立山中漆器産業技術センターレンタル工房（以下「工房」という。）を善良なる注意義務をもって使用するとともに、信義、誠実に従って使用すること。

## 2 使用上の条件

- ① 原則として、週の内4日（土日の内どちらかを含む）以上使用すること。
- ② 共同室玄関兼工房の鍵を使用開始時に渡すので保管すること。（共同使用者を含む場合は2本）紛失した場合は、速やかにレンタル工房の管理者（以下「管理者」という）に届け出ること。なお、退所時に返還すること。
- ③ センター内の各室に通じる内線電話を設置済みです。なお、加入電話が必要な場合は各自で契約し設置してください。その際は退去時に取り外すこと。
- ④ ごみは加賀市の収集日に指定袋でセンターのごみ集積所に出すこと。鉋くずについては専用の置場を設置するので、使用者の責任で処理すること。
- ⑤ ロールスクリーンは、各室に設置済みです。なお、その他必要箇所があれば、各自が設置すること。その際は退去時に取り外すこと。
- ⑥ 既存建物と併せて警備委託契約対象の建物となっているので、退出の際は、各自出入口の施錠を徹底すること。
- ⑦ 自動車等は、管理者の指定する場所に置くこと。
- ⑧ 退出の際は、電灯を消灯、鍛冶場及び暖房機器の消火、輻輳その他電気機器等の電源を切ること。

## 3 禁止事項

- ① 作業場なので、生活の場としてはならない。
- ② 工房の一部又は全部を第三者に転貸してはならない。
- ③ 管理者の許可なく、他者と共同使用してはならない。
- ④ 工房の保全を損なう行為をしてはならない。
- ⑤ 爆発性、発火性のある物質、その他危険又は不潔悪臭のある物質を工房に搬入し、格納してはならない。但し鍛冶室にLPガス及び酸素ボンベを置くことはできることとする。
- ⑥ 工房内に動物を飼育してはならない。

- ⑦ 廃棄物を管理者の指定する方法以外で捨て、放置してはならない。
- ⑧ 風紀、衛生、騒音、犯罪、暴行等により他人の業務を妨害してはならない。

#### 4 管理者の工房内立ち入り点検

管理者は、毎月 1 日の電気メーター検針等工房の保守管理上必要がある場合は、予め使用者に通知したうえで工房内に立ち入り、これを点検し、適宜措置を講ずることができるものとする。

但し、緊急又は非常の場合で、管理者が予めこの旨の通知をすることができない時は、その限りではない。その際は、事後速やかに使用者に通知するものとする。

使用者は上記の管理者の立ち入りに際し協力しなければならない。

#### 5 支払い

- ① 工房の使用料は、毎月10日までに管理者に支払うこと。
- ② 電気料、上下水道料は、管理者に支払うこと(翌月10日頃)。料金を個別に分けられないものは折半とする。
- ③ LPガス代、酸素代は、管理者に支払うこと(翌月15日まで)。なお、空になった容器再充填の発注は管理者が行うため、管理者に発注の依頼し、所定の場所に容器を設置すること。

#### 6 事故等の対応

工房使用上の事故、怪我について管理者は責任を負わない。使用者は各自損害保険等に加入するよう努めること。

#### 7 修理

故意若しくは過失に基づく事由による修理は、使用者が費用を負担し実施するものとする。

#### 8 損害賠償義務

使用者又は訪問者等の故意又は過失により、管理者又は他の使用者若しくは第三者に損害を与えた場合は、使用者は管理者に速やかに報告するとともに、自己の責任をもって直ちに原状回復、その他の方法により損害の一切を賠償しなければならない。

#### 9 退去

退去する場合は、共同室玄関兼工房の鍵を返却し、施設・設備ともに原状回復すること。途中退去の場合は、遅くとも1か月前まで申し出ること。

#### 10 その他

石川県立山中漆器産業技術センター条例及び同施行規則を遵守すること。